

事業名：国道56号 大原町・朝倉南地区電線共同溝PFI事業

令和6年5月31日に公表した入札説明書等に対する
第2回質問回答書

令和6年8月2日

国土交通省 四国地方整備局

国道56号 大原町・朝倉南地区電線共同溝PFI事業 入札説明書等に対する第2回質問回答書

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
1	実施方針	38	別紙5	—	—	44	リスク分担表	賃金水準及び物価水準の上昇に伴う物価上昇リスクにおいて事業者負担に「○」が記載されておりますが、賃金水準及び物価水準上昇は事業者がコントロールできるものではないと考えます。事業者が負担するものとしては一定基準以下の物価上昇において負担するという理解で宜しいでしょうか。また、その場合適用される基準についてご教示願います。 また、説明の欄に「特殊な要因又は予期することの出来ない特別な事情により、著しく、急激な価格水準の変動が生じた場合については、施設整備費の変更について国と協議できる。」と記載されておりますが、賃金水準については総合経済対策が閣議決定され、毎年上昇傾向となると予想されるため、賃金上昇に伴う整備費の変更については協議対象と理解して宜しいでしょうか。	前段については、入札説明書添付6事業費の算定及び支払い方法の第4の2. に記載のとおりです。 後段については、ご理解のとおりです。
2	入札説明書	22	15	(3)	②	—	第二次審査	「なお、審査過程において第二次審査提出書類を提出した入札参加者にヒアリングを実施する。」とありますが、ヒアリングの出席人数の制限はありますでしょうか。	第1回質問回答No.26のとおり、ヒアリングの実施方法の詳細は、第二次審査提出書類を提出した入札参加者に別途指示します。
3	要求水準書	24	第3	1	(2)	12)	完全週休2日(土日)の実施	「c) やむを得ず現場閉所日に現場管理上必要な作業を行う場合については、……事前に四国地方整備局と確認し施工計画書に記載すること。」とありますが、現場管理上必要な作業とはどのようなものをお考えでしょうか。 また、家屋調査についてお客様都合で現場閉所日に調査を実施する場合も現場管理上必要な作業という理解で宜しいでしょうか。	前段については、受注者の責によらず、現場作業を余儀なくされる災害発生等による突発的な作業を想定しています。 後段については、ご理解のとおりです。
4	要求水準書	25	第3	1	(2)	14)	業務の条件	「②試行にあたり、気温の計測方法、計測結果の報告方法について……計測結果の資料を四国地方整備局に提出するものとする。なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温(作業時間帯の最高気温30℃以上対象)または環境省公表の観測地点の暑さ指数(WBGT)(作業時間帯の最高WBGT25℃以上対象)を用いることとする。」と記載されていますが、現地で計測するのではなく、気象庁または環境省の公表値を利用して報告するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	要求水準書	26	第3	1	(4)	—	デジタル工事写真の黒板情報電子化	本項目の内容を実施する際に発生する費用の積算上の計上方法についてご教示願います。	共通仮設費(率)の費用に含まれます。
6	要求水準書	42	第3	3	(1)	1)	基本事項	「⑥ c)事業者は、3月1日から……「路上工事抑制カレンダー」によるものとし、適宜最新版を確認すること。また、その他の交通煩雑期については、四国地方整備局より別途指示する。」と記載されていますが、別途指示されるものにはどのようなものを想定されていますでしょうか。	現在想定しているものはありません。
7	様式集及び記載要領	—	様式40 様式41	—	—	—	従業員への賃金引上げ計画の表明書	従業員への賃金引上げ計画の表明書について、グループ内の1企業でも該当しない場合は提出不要との理解で宜しいでしょうか。	事業者選定基準に示す賃上げの実施に関する項目として内容点(最高点35点)の付与を求める場合は、入札説明書15.(3)④イbに記載の通り、全ての構成員による表明が必要です。
8	事業者等が付す保険等	2	第1	2	(3)	—	付保条件	令和6年5月31日に公表した入札説明書に対する質問回答書のNO.74にて「本件の土木工事保険の付保条件としては、支払限度額の設定は求めていません。」とご回答を頂いておりますが、保険会社に確認したところ、工事金額満額を保険金額とすることはできず、支払限度額の上限が設定されるとの回答を頂きましたので、土木工事保険について支払限度額の上限設定は問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	保険金額を本施設の工事業務に係る工事費とすることができることは確認できております。 なお、保険金額と補償額(工種や工事規模、保険契約者との取引実績等により支払限度額が設定される場合の上限金額以下)は必ずしも一致するものではないことも確認できております。
9	事業者等が付す保険等	2	第1	2	(3)	—	付保条件	令和6年5月31日に公表した入札説明書に対する質問回答書のNO.74にて「本件の土木工事保険の付保条件としては、支払限度額の設定は求めていません。」とご回答を頂いておりますが、本件の土木工事保険に関しては、民間保険会社に確認した上で加入可能な最大規模の保険加入で付保条件を満たすという理解で宜しいでしょうか。	本件での土木工事保険に係る付保条件における金額に関する規定は⑤保険金額についてのみであり、補償額や支払限度額に関する条件は設けておりません。
10	事業者等が付す保険等	2	第1	2	(3)	—	付保条件	免責金額については付保条件に明記がありませんが、保険契約者となる事業者又は工事企業で設定してもよいという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
11	事業者等が付す保険等	2	第1	2	(3)	-	付保条件	「保険の契約時期は、事業者と工事企業との間における工事業務の実施に関する契約の締結に合わせて可及的に速やかに、遅くとも事業者が本施設の工事に着手する日までに契約するものとする。」と記載されておりますが、工事業務に着手する日までに契約するという理解で宜しいでしょうか。	保険契約の締結期限は工事に着手する日までとしておりますが、事業者と工事企業が締結する工事業務の実施に関する契約の締結に合わせて可及的に速やかに契約してください。
12	事業費の算定及び支払い方法	1	第1	1	-	-	事業費の構成	入札時の予定価格について、削減率(民間事業者の技術力や創意工夫により得られると想定される減額)は考慮されていないという理解でよろしいでしょうか。	予定価格の算定に関する質問には、回答できません。
13	事業費の算定及び支払い方法	1	第1	1	-	-	事業費の構成	入札時のPSC(従来型手法による場合の費用)について、落札率は考慮されているという理解でよろしいでしょうか。	入札時にPSCは算定していません。
14	事業費の算定及び支払い方法	5	第3	(2)	-	-	詳細設計業務完了時	「なお、工事費のうち電線共同溝費及び舗装復旧費に関しては工事費合意書に基づき事業費を算定する。」と記載されておりますが、賃金水準及び物価水準上昇は総合経済対策が閣議決定され、毎年上昇傾向となると予想されます。また、設計に1~2年程度必要であり、既存ストックを活用する場合は施工条件等の変更も予想され、材料等の発注については詳細設計後の対応となるため、詳細設計業務完了時の単価採用をお願いいたします。	賃金水準及び物価水準上昇に関しては、入札説明書添付6事業費の算定及び支払い方法の第4の2. に基づき、四国地方整備局と協議してください。
15	事業者選定基準	9	3	-	-	-	各種工事等の工程を最適化する具体的な提案	事業計画を工期短縮とした場合に、評価の対象として加点されないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	入札時積算数量図面書	-	-	-	-	-	工事数量総括表図面	本事業の調査・詳細設計を踏まえ、協議により入札時と異なる計画となった場合は、設計業務、工事業務の変更対象と考えて宜しいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
17	入札時積算数量図面書	-	-	-	-	-	工事数量総括表(工事業務)	令和6年5月31日に公表した入札説明書に対する質問回答書のNO.92にて生コンの夜間割増費用について「計上しています。」とご回答を頂いておりますが、夜間のプラント開設回数は何回を想定されておりますでしょうか。また、プラント開設費用について計上されていない場合は設計変更の対象という理解で宜しいでしょうか。	夜間のプラント開設回数については当初は費用を見込んでおりません。プラント開設費用については、四国地方整備局と協議の上、設計変更の対象とします。
18	入札時積算数量図面書	-	-	-	-	-	工事数量総括表(工事業務)	生コンクリートの夜間割増を計上する場合、コンクリートの夜間施工を何日実施で設計されているかご教授ください。	No17のとおりです。
19	入札時積算数量図面書	-	-	-	-	-	平面図(その3)	TS4特殊部からTS5特殊部間のFA供給線管路の布設位置が他の箇所と違い民地側近くとなっている理由についてご教示願います。	本事業は概算発注であるため、特殊部や管路の設置位置等については、詳細設計において決定してください。
20	入札時積算数量図面書	-	-	-	-	-	平面図(その3)	TS5特殊部からTS6特殊部間のFA供給線管路の布設位置が車道となっておりますが、TS5特殊部が無ければ歩道に布設出来ると思っておりますが、TS5特殊部の設置が必要な理由についてご教示願います。	No19のとおりです。
21	入札時積算数量図面書	-	-	-	-	-	平面図(その4)	TS8特殊部からTS9特殊部間のFA供給線管路の布設位置が車道となっておりますが、TS8特殊部が無ければ歩道に布設出来ると思っておりますが、TS8特殊部の設置が必要な理由についてご教示願います。	No19のとおりです。
22	入札時積算数量図面書	-	-	-	-	-	平面図(その4)	TS9特殊部からTS10特殊部間のFA供給線管路の布設位置が車道となっている理由についてご教示願います。	No19のとおりです。
23	入札時積算数量図面書	-	-	-	-	-	平面図(その5)	TS11特殊部の設置が必要な理由についてご教示願います。	No19のとおりです。
24	入札時積算数量図面書	-	-	-	-	-	平面図(その8)	橋梁部の両側に新設管路を添架する図面となっておりますが、施工に際して必要な足場等の費用については設計変更の対象という理解で宜しいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
25	入札時積算数量 図面書	-	-	-	-	-	平面図(その12)	DS25特殊部から起点側のDS1供給管路の設置位置が一度車道に設置して歩道部に設置する図面となっておりますが、一度車道部へ設置する理由についてご教示願います。	No19のとおりです。
26	見積参考資料	-	-	-	-	-	見積参考資料 (工事業務)	P5.残土処理工について、処分費が不要となっておりますが、現地状況等により処分が必要となった場合は変更対象ということで宜しいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
27	見積参考資料	-	-	-	-	-	見積参考資料 (工事業務)	P19.家屋調査費(一式)諸経費含むとなっておりますが、諸経費には調査業務に係る一般管理費を含むという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、公共事業に係る工事の施工に伴う建物等の損害等の調査に係る業務における一般管理費が含まれています。
28	見積参考資料	-	-	-	-	-	見積参考資料 (管理費区分一覧表) 【工事業務】	P2.家屋調査費は、管理費区分9(率計算の非対称)となっておりますが、調査業務における業務価格には、一般管理費等を含むという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	見積参考資料	-	-	-	-	-	見積参考資料 【多目的照明柱設置】	P1~P3.多目的柱(個別製作照明柱)は物価資料により積算されていると思われませんが、労務費、材料費の高騰により、製作が困難な状態となっております。製作時期に特別調査を実施し、見積採用をお願いします。	物価資料がある物については物価資料により算定します。また、物価上昇については、入札説明書添付6事業費の算定及び支払い方法の第4の2.に基づき、四国地方整備局と協議してください。
30	見積参考資料	-	-	-	-	-	見積参考資料 【多目的照明柱設置】	P1~P3.多目的柱の貼紙防止塗装の仕様について、ご教授ください。1号タイプ・2号タイプ・3号タイプとありますが、それぞれ箇所あたりの塗装面積の違いという理解でよろしいでしょうか。もし面積違いなどあるならばそれぞれご教授ください。	ご理解のとおり、塗装面積の違いであり塗装仕様は同様なものとなります。塗装範囲はH+500~H+2500とし、面積については貴社にて判断をお願いします。
31	見積参考資料	-	-	-	-	-	見積参考資料(管理費 区分一覧表) 【多目的照明柱設置】	P1.多目的照明柱設置(1号タイプ、2号タイプ、3号タイプ)段付テーパーポールは、管理費区分5(一般管理費等対象)となっておりますが、工場製作の照明柱以外の工程・材料は、共通仮設費・現場管理費の対象という理解で宜しいでしょうか、それとも多目的照明柱設置に含まれる工種「道路照明灯建柱~番号札まで」施工費・材料費すべてが管理費区分5という理解でしょうか。	各タイプのポール材料費のみ、共通仮設費および現場管理費の対象外とします。